

松江市宿泊税制度に関する基本方針

1 宿泊税導入の必要性と目的

本市は令和5年2月、地域経済の持続的な発展を目的に「MATSUE 観光戦略プラン」を策定しました。本市のもつ地域資源を磨き上げ、将来にわたって目的地として選ばれるためには、観光戦略プランに基づく取組みの推進や、その土台となる松江観光協会の体制強化といった新たな戦略が求められ、それらの事業規模に見合う安定的な財源の確保が必要となります。

この財源確保策として、外部有識者等による検討組織「松江市新たな観光財源検討委員会」での検討内容を踏まえ、法定外目的税である宿泊税の導入を目指すものです。

宿泊税導入の目的は、宿泊税を活用して国際文化観光都市としての魅力を高め、誘客の促進とそれに伴う経済の好循環を生み出すことで、市民の生活が豊かになるとともに、古くから受け継いできた伝統や文化、生業を維持していくことを基づき、次のとおりとします。

- 国際文化観光都市としての魅力を高めるとともに、将来にわたり持続可能な観光地として発展していくため、宿泊税を導入するもの。

2 宿泊税の使途の考え方

宿泊税の使途については、①観光戦略プランの「主要事業」に掲げる事業に充当することとし、その際、来訪客の満足度や利便性向上につながる受入環境・サービスの質的向上を図ることに留意することとします。また、②新規事業や既存事業の拡充部分に充当することとし、これらの考え方①及び②に基づき、来訪客の滞在時間の延長や宿泊客数を増やす取組みに重点を置くことで、観光消費額を押し上げ、観光戦略プランの将来像や目標値の実現につなげます。

3 宿泊税の税率の考え方

税率については、

- 観光戦略プランの将来像や目標値の確実且つ早期実現に向け、現段階で想定される概算事業費の規模として約3億円程度が必要となること
- わかりやすい制度とし、宿泊事業者の事務負担軽減を図ること
- 宿泊者にも説明しやすく、「一律の税率」に賛同する宿泊事業者の意見が多いことを総合的に勘案し、1人1泊200円とします。

4 免税点の考え方

免税点については、税の軽減措置は限定的な対応とされる原則を踏まえつつ、納税義務者及び特別徴収義務者への配慮という観点から設けることとします。

免税点の設定金額は、

- 小規模な宿泊施設では8割程度、低廉な価格帯の傾向にある宿泊施設では5割程度が5千円未満の価格帯に宿泊している
 - 隠岐4町村からは5割弱が5千円未満の価格帯に宿泊している
 - 宿泊事業者が行う課税・非課税の確認事務に影響する宿泊施設全体の宿泊者数は、5千円以上6千円未満の価格帯から大きく増加する傾向にある
- という状況を総合的に勘案して5千円(1人1泊5千円未満の宿泊は課税免除)とします。

5 課税免除の考え方

課税免除については、税の原則を踏まえ限定的な対応とし、

●次代を担うこどもたちの育成・支援に資すること

という公益性の観点から教育旅行（※）を対象とします。これにより、教育旅行の積極的誘致と、将来のリピーター獲得につなげるチャンスも生まれます。

※学習指導要領に規定の学校行事（修学旅行、集団宿泊等）で、全校又は学年単位で実施されるもの。対象者は学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）の児童、生徒、学生。

6 課税要件等

項目	内容
目的	国際文化観光都市としての魅力を高めるとともに、将来にわたり持続可能な観光地として発展していくため、宿泊税を導入する。
用途	<p>■MATSUE 観光戦略プランの「主要事業」に掲げる事業に充当する。 来訪客の受け入れ環境・サービスの質的向上を図ることに留意する。</p> <p>■新規事業や既存事業の拡充部分に充当する。 これらに基づき、来訪客の滞在時間の延長や宿泊客数を増やす取組みに重点を置くことで、観光消費額を押し上げ、観光戦略プランの将来像・目標値の実現につなげる。</p>
納税義務者等	以下のとおりとする。
課税する対象	市内に所在する全ての宿泊施設（民泊を含む）への宿泊行為とする。
課税する数量	宿泊施設での宿泊数とする。
納税義務者	宿泊施設での宿泊者とする。
徴収方法	特別徴収とする。
申告期限	毎月末日までに前月分を申告納入する。 (一定要件を満たす場合は3か月ごとの申告納入とする。)
特別徴収義務者	旅館業、住宅宿泊事業を営む者、又は宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者とする。
税率	1人1泊につき、一律200円とする。
免税点	5千円で設けることとする。 (1人1泊5千円未満の宿泊は課税免除とする。)
課税免除	教育旅行（※）を課税免除の対象とする。 (※) 学習指導要領に規定の学校行事（修学旅行、集団宿泊等）で、全校又は学年単位で実施されるもの。対象者は学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）の児童、生徒、学生。
減免	天災その他特別の事情がある場合
過料、罰則	<p>■納税管理人に係る不申告に関する過料</p> <p>■帳簿の記載および書類の作成義務違反等に関する罪</p>
制度見直し期間	条例施行3年後に制度見直しについて検討し、以降は5年ごととする。
施行時期	令和7年度中を目指し、制度の広報・周知期間確保、特別徴収義務者となる宿泊事業者への丁寧な説明、準備期間確保を考慮し決定する。